

令和 2 年 7 月 2 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17012

研究課題名（和文）汚職に対する刑事法的規制 - 外国公務員に対する贈賄と企業活動 -

研究課題名（英文）global bribery and penalties

研究代表者

佐川 友佳子（Sagawa, Yukako）

関西大学・法務研究科・教授

研究者番号：10555353

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、比較法的視点から、国際的な汚職（特に商業取引における贈収賄）に関する問題を扱ったものである。この問題に対する各国の規制レベルは上がっているが、従来の国内法における典型的な汚職事案とは異なる政策的理由に基づき立法された経緯から、実務上、様々な問題点が指摘されていること、例えば、汚職問題が単純な懲罰化等の措置によっては解決し難い問題であるという現実と、現在の法制度の限界、また、司法統制を経ない形での手続終結に伴う運用上の諸問題を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在、国際取引を実施する企業はこの問題に関するリスクを回避するために多大なコストを負担せざるを得ないという状況があるが、この規制が現実的に実効性を持つものであるのか、そのコストに見合った意義を有するものであるのか、という点について検討され、単純な懲罰化だけではこの問題が解決できないものであることが明らかとなった。特に裁判外での手続終結が常態化している国では、法適用に際して必ずしも透明性が確保されているとはいえず、リスクのある取引を回避する等の萎縮効果をもたらす可能性など、企業の国際活動に与える影響力の大きさなど、この問題に内包される問題点を浮かび上がらせるものとなった。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on global anti-bribery and corruption. For several years many countries made significant changes to their anti-corruption regulations. But its enforcement actions in out-of-court proceedings leads to lack of judicial scrutiny which is in itself a highly problematic development from a rule of law perspective.

研究分野：刑法

キーワード：汚職 国際贈収賄

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近時、企業の国外における経済活動の中で、贈賄にあたるとしてアメリカの司法省によって摘発された事例が散見され、事案によっては数百億ドルの支払いが認められたケースもある。アメリカ以外の各国においても、汚職に対する規制が厳格化されていることが指摘されていた。企業にとってこの問題は、当該事案における制裁金支払いという経済的ダメージはもちろんのこと、企業イメージの毀損等、社会的評価に関しても大きな損害となりうるものであり、贈賄として摘発されるリスクのある取引を回避すべく、各国立法の解釈や執行機関の運用について関心が寄せられている。実務家や経営学等の領域でもこうした問題意識が共有され、議論されているのに対して、刑事法の領域では、さほど研究が進展していない状況があった。というのも、国外での一般的な人の経済活動を捕捉するような(特に)贈賄行為については、実際に国内では起訴に至るまでのケースがほとんどないこともあり、研究の必要性がさほど意識されていなかったためかと思われる。しかしながら、国際的な贈賄の問題については今後一層の規制強化が予想され、法人に対する罰金だけではなく、当該事業の責任者等、個人の刑事責任も問われるケースが現実にあることから、刑事法の視点からの検討も重要である。このような問題意識から、本課題に取り組むこととした。

### 2. 研究の目的

本課題研究は、上記の問題意識を背景として、現在の各国における国外の汚職に対する各国の規制の現状とそれらが抱える課題を明らかにし、国際的な汚職に対する望ましい規制の在り方はいかなるものであるべきかについて検討するものである。

### 3. 研究の方法

国際的な汚職対策の問題を論じる前提として、各国の状況とその背景にある思想を整理しておく必要があることから、まず、国際的な贈賄防止について指導的な役割を果たしたアメリカが、汚職に対する規制をどのように展開してきたかという立法的沿革を確認し、世界的なその影響の概要を考察したが、こうした文献から得られる情報について議論を整理した上で、現在、日本と同様の問題を抱える各国の状況について検討を行った。基本的には、各国の研究者を招聘して、その国の現状と課題について専門的知識を提供いただき、議論する、という手法を用いた。

### 4. 研究成果

国際的な汚職対策の問題を論じる前提として、最初に欧米の状況とその背景にある思想を整理しておく必要があることから、初年度はこの点を中心に検討した。まず、国際的な贈賄防止について指導的な役割を果たしたアメリカが、汚職に対する規制をどのように展開してきたかという立法的沿革を検討し、例えば FCPA (連邦海外腐敗行為防止法) 成立の経緯、OECD への働きかけや外国公務員贈賄防止条約などへの影響などを明らかにするとともに、イギリスの新法の成立経緯とその影響の概要を考察した。そして、実際に、どのような事件が生じ、どういった問題が生じているかを明らかにし、研究成果として公表した。

その上で、イギリスやアメリカの汚職規制の状況と比較する意味で、ヨーロッパの状況(特にドイツ)と、近時、汚職が社会的な問題となっているアジアの状況を検討することとし、研究者を招聘して、汚職をテーマとした講演会、シンポジウム等を開催した。例えば、ドイツからは、Humboldt 大学 (Berlin) の Luis Greco 教授を招聘し、「汚職」として規制される領域が拡大する中で、汚職本来の意義をどのように捉えるべきか、汚職構造そのものに遡った観点から講演いただいた。また、Greco 教授と中国・上海社会科学院の Wei Changdong 教授との共同シンポジウムを広島大学の吉中教授にご尽力賜り開催し、立命館大学の Mousourakis 教授にもコメントーターとしてご参加いただき、今後の汚職規制がどうあるべきかについて議論がなされた。さらに、ドイツから、当時 Leipzig 大学講師であった(現: Konstanz 大学教授) Liane Wörner 氏も招聘し、彼女からは EU との関係で汚職をどのように規制していくべきかについて、手続上の問題、訴訟法的課題等を中心に講演いただいた。近時、汚職に関して厳格な立法を制定した韓国からは、韓国・Cheongju University の Cho Byung-Sun 教授を招聘し、これまでの韓国における汚職規制の概要と構造、新法の影響などについて、様々な観点からご講演いただいた。

最終年度にはアメリカで弁護士として実務経験のあるドイツの検察官、Maria von Tippelskirch 氏も招聘し、アメリカの FCPA の運用実態とその問題点についてご講演いただいた。同氏の転勤による来日延期により、本課題の当初の研究期間を延長することとなったが、結果的にドイツの検察実務との比較などについても知見を得ることができた。

こうした比較法的視点からは、汚職(特に商業取引における贈収賄)に対する各国の規制レベルが上がってはいるものの、従来の国内法における典型的な汚職事案とは異なる政策的理由に基づく立法的措置を急ぐあまりに理論的基盤が脆弱であることが明らかとなり、政策的にもその実効性に疑問が呈されるような事案が多々あることも指摘された。例えば、韓国の厳格すぎる汚職対策が実体経済に与えた影響等から、汚職問題が単純な厳罰化によっては解決し難い問題

であるという現実と、現在の法制度の限界が示された。また、EU 圏における汚職対策という観点からは、EU 圏内での経済格差を背景とした EU の補助金等をめぐる汚職の事案につき、EU 全体の共通の利益侵害の側面もあるが、同時に特定の国にとっては利益となりうる側面もあり、国際社会における汚職対策の困難性が示され、各国の手続面での協力はもちろんではあるが、それ以前に、各国において汚職に関して認識を共有していくこと、そしてそれを担保するための実効的な捜査や証拠収集制度の構築の必要性が再確認された。

また、アメリカの FCPA のように、裁判外の手続終結が多用されている場合、手続に係る人的・時間的リソース等を減らすことができるというメリットから、訴追当局はもちろん、当事者にとってもそちらを選択する蓋然性が高くなるが、それは結果的に、司法統制にかからない形で解決が常態化してしまい、当事者が法廷で争うことにリスクが伴うという事態が生じてしまっている。こうした状況は、訴追機関が実質的に法解釈機関として機能していることを意味するが、事後的に検証が不十分な形で法が適用されることは、企業やその関係者にとって予見可能性の面で問題があり、理論的にも、適切な法解釈、そしてその運用にとって、必ずしも望ましいものとはなっていない、との問題点が明らかとなった。また、現在、リスク低減のために、国際取引を実施する企業はデューデリジェンスやコンプライアンス遵守などに多大のコストがかかることから、リスクのある取引は回避するなど、萎縮的な効果をもたらすものとなっていること、また、こうした現状は、中小規模の企業にとってはかなりの参入障壁を意味するものとなるなど、企業活動にとって必ずしも望ましいものとはなっていないことも明らかとなった。

以上のような知見は、既に多くを紀要等で公表しており、残りについても順次公表予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Yukako Sagawa	4. 巻 Vo.5
2. 論文標題 Taeterschaft und Teilnahme vor den Herausforderungen von Gremienentscheidungen und Organisationsverschulden aus japanischer Sicht ”	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Strafrecht und Kriminologie	6. 最初と最後の頁 13-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 ルイス・グレコ（佐川友佳子訳）	4. 巻 43号
2. 論文標題 汚職理論へのアプローチ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ノモス	6. 最初と最後の頁 107-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 趙炳宣（金ジャンディ訳）	4. 巻 38巻1・2号
2. 論文標題 韓国の腐敗防止制度に関する比較法的考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 229-249
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 佐川友佳子	4. 巻 57巻
2. 論文標題 判例評釈「被告人が殺意をもって被害者を自動車の車底部で引きずった後、殺意なく被害者の身体を車輪で二度にわたり轢過した結果、轢過行為を直接の原因として被害者が死亡した事案について、引きずり行為と死亡結果との間の因果関係を肯定し、殺人罪の成立を認めた事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 88-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐川友佳子	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 身分犯における正犯と共犯	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 154-168
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐川友佳子	4. 巻 45巻4号
2. 論文標題 <書評>石井由梨佳著『越境犯罪の国際的規制』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際安全保障	6. 最初と最後の頁 106-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐川友佳子	4. 巻 上
2. 論文標題 国際的な贈賄に関する問題について	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 浅田和茂先生古希祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 945-964
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐川友佳子	4. 巻 61号
2. 論文標題 判例評釈 / 札幌地判平成30年11月16日	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 148-154
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Wei Changdong	4. 巻 38巻1・2号
2. 論文標題 The Legal Interest Protected by Accepting Bribes in China Criminal Law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 181-214
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) <a href="http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/28561">http://shark.lib.kagawa-u.ac.jp/kuir/metadata/28561</a>	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 マリア・フォン・ティッペルスキルヒ
2. 発表標題 海外腐敗行為防止法 (FCPA) による企業処罰ードイツの観点からー
3. 学会等名 関西大学法学研究所特別研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐川友佳子
2. 発表標題 日本の企業犯罪について
3. 学会等名 The 5th Enterprise Innovation and Management Law Conference (Taipei) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐川友佳子
2. 発表標題 Die Krruptionsdelikte in Japan
3. 学会等名 Current Situations and Challenges in the Anti-Corruption Legal Frameworks in China, Germany, and Japan.
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐川友佳子
2. 発表標題 身分犯における正犯と共犯
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 佐川友佳子
2. 発表標題 国際贈賄罪の問題について
3. 学会等名 経済刑法研究会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 井田良・大塚裕史・城下裕二・高橋直哉編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 441
3. 書名 刑法演習サブノート210問	

1. 著者名 井田良、川口浩一、葛原力三、塩見淳、山口厚、山名京子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 734
3. 書名 山中敬一先生古稀祝賀論文集（下巻）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

講演会「刑法による生命保護における矛盾」が開催されました（大東文化大学・法学部）  
[http://www.daito.ac.jp/education/law/news/details\\_25505.html](http://www.daito.ac.jp/education/law/news/details_25505.html)

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----